

川崎市災害時のトイレ対策方針（案） の意見募集について

1 意見の募集期間

令和7（2025）年9月8日（月）から令和7（2025）年10月31日（金）まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、土・日曜、祝日を除く、8時30分～正午、13時～17時15分の時間帯でお持ちください。

2 閲覧資料

- ・川崎市災害時のトイレ対策方針（案）（概要版）
- ・川崎市災害時のトイレ対策方針（案）（本編）

3 閲覧場所

- ・危機管理本部危機管理部事業調整担当（川崎市役所本庁舎6階）
- ・川崎市ホームページ
- ・各区役所の市政資料コーナー
- ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）
- ・支所、出張所
- ・市民館（本館・分館）
- ・図書館（本館・分館）

※閲覧場所の開庁・開館時間は各ホームページをご確認ください。

4 意見提出方法

- ①郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市危機管理本部危機管理部事業調整担当
- ②持参 川崎市危機管理本部危機管理部事業調整担当（川崎市役所本庁舎6階）
- ③FAX 044-200-3972
- ④川崎市ホームページ
インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントのページから専用のフォームを使って送信してください。



川崎市HP

5 注意事項

- ・意見書の様式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及びその代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ・電話や来庁による口頭での意見等は受け付けておりませんのでご了承ください。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしません。類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。
- ・記載いただきました個人情報は、提出されたご意見を確認する場合に利用し、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき、適正に取り扱います。

6 問合せ先

川崎市危機管理本部危機管理部事業調整担当
電話：044-200-2842 FAX：044-200-3972

たくさんのご意見をお待ちしていますニャビ！



ニャビ先生

災害時のトイレ対策について、 皆様のご意見をお聞かせください

意見募集期間：令和7（2025）年9月8日（月）から

令和7（2025）年10月31日（金）まで



防災マスター（見習い）
マナビー

災害時のトイレ環境は、過去に発生した大規模な震災において、水洗トイレが使用できず衛生環境が悪化し、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼすことが繰り返し発生するなど、問題となっています。

過去の大規模災害で得られた教訓や課題に対応するため、

「川崎市災害時のトイレ対策方針」（案）

を取りまとめました。

より効果的な取組となるよう、
皆様のご意見をお聞かせください。

本リーフレットは抜粋版ですので、
是非、本編等もご覧ください。

川崎市 パブリックコメント



川崎市HP

川崎市災害時のトイレ対策方針（案）

過去の災害におけるトイレ環境の課題

- ・自宅等のトイレが使用不能となった被災者が、避難所や公共施設等に押し寄せ、流れないトイレに排泄したことで、避難所等のトイレ環境が劣悪な衛生状態となった。
- ・バキュームカーによる尿収集などが困難となり、トイレが不衛生な環境となったことで、食事や水分摂取を控える人もおり、健康被害や災害関連死につながった。

本市の現状

- ・「かわさき市民アンケート」では、携帯トイレを3日以上備蓄している人の割合は**32.1%**、災害時のトイレの使用方法を知っている人の割合は**34.5%**となっており、啓発が市民に行き届いていない。
- ・住宅の耐震化率が**95.6%**、共同住宅への居住率の割合が**73%**といった住宅環境となっていることから、在宅避難など避難所以外での避難を見据えることが必要
- ・自らの命は自らが守るという「自助」の考え方を基に、市民一人ひとりの備えの意識を高めるとともに、多様な主体と連携することが重要

方向性

1 避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換

持続的かつ衛生的に使用できる可能性が高いマンホールトイレを主軸とし、状況に応じた複合的な対策を実施します。

取組① マンホールトイレの整備

令和8（2026）年度から、**150避難所**（市内の174避難所の内、既に整備された24避難所を除きます。）及び**5区役所**※に整備を進めていきます。（おおむね令和13（2031）年度を目途に工事完了を想定）
※川崎区役所は民間ビルのため、宮前区役所は庁舎移転の検討状況を踏まえ整備を検討するため、除きます。

マンホールトイレの整備イメージ



※基本構造であり、基礎調査結果を踏まえ、現場条件に適した構造や穴数を検討していきます。

平常時のマンホールトイレ

東日本大震災での使用状況（東松島市） 出典：国土交通省

取組② マンホールトイレ整備後の効果的な管理・運用

平常時から市内の民間事業者と連携し、マンホールトイレ整備後の**定期点検や設置訓練を実施**することで、発災時にも速やかに衛生的なトイレ環境を確保できる体制を構築します。

取組③ 携帯トイレを活用した複合的な対策の実施

発災初期においては、マンホールトイレの設置に一定程度の時間を要することから、**携帯トイレの使用を原則とする**ため、避難所における必要な量の携帯トイレを確保します。

方向性

2 市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ

自らの命は自らが守るという「自助」の考え方を基に、**市民一人ひとりの備えの意識を高め、自助・共助の具体的な行動につなげる取組を実施**します。

取組① トイレ対策の啓発強化

発災時におけるトイレの使用方法や使用可否の確認方法、携帯トイレの使用実演を行うなど、実際に手に入る機会を設け、**家庭での携帯トイレの備蓄につながる取組**を実施します。

発災時におけるトイレの使用方法

地震が起きたら…
身の安全を確保の上



まずは
トイレの水を流さない



発災初期は
携帯トイレの使用を徹底



3人暮らしだと
105個も必要
ニャビ！

携帯トイレの備蓄

1人あたり1日**5回**分を、最低**3日**分、できれば**7日以上**の備蓄を



ニャビ先生

取組② 災害時のトイレ対応訓練の実施

防災訓練等を通じて、発災初期の**トイレ対応の一連の訓練**を実施するとともに、児童生徒の防災教育の一環として、**携帯トイレの使用方法を学ぶ取組**などを実施します。

携帯トイレの使い方



方向性

3 共助・公助が連携したトイレ対策の地域展開

避難所以外で避難生活を送る市民が、衛生的なトイレを使用できるよう、**共助、公助で連携してトイレ環境を確保**していく取組を展開します。

取組① 仮設トイレを活用した弾力的な地域展開

避難所以外の公共施設などにおいて、管理などの条件が整う場所に、**道路の被災状況などに応じて仮設トイレを設置**することで、在宅避難者などが利用できるトイレ環境を確保します。

取組② 民間事業者との連携と新たな仕組みの構築

防災協力事業所や地域の商業施設との連携を強化し、災害用トイレの設置協力など、在宅避難者への**支援拠点として協力していただく**仕組みの構築に取り組みます。

取組③ 災害用トイレの確保に向けた支援制度の構築

自主防災組織や町内会、民間事業者など、多様な主体の共助による災害用トイレの備蓄や設置等につながる**新たな支援制度の構築**に取り組みます。